

平成31年 2 月 18 日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
(公印省略)

多量排出事業者による産業廃棄物の処理計画の作成等に関する指導について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第9項等の規定に基づき、多量に産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出し、及びその実施の状況（以下「実施状況報告」という。）を都道府県知事に報告しなければならないこととされている。

今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号。以下「改正法」という。）等により、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（前同）の運搬又は処分を他人に委託する場合に、電子マニフェストの使用が義務付けられ（平成32年（2020年）4月1日施行）、処理計画及び実施状況報告に新たに「電子情報処理組織の使用に関する事項」が設けられたことから、多量排出事業者が処理計画の作成及び実施状況報告に当たり参考となるよう平成23年3月に取りまとめられた「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第2版）」の必要な見直しを行い、別添の「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第3版）」を取りまとめたので、貴職におかれては、関係者への指導に活用されたい（なお、本通知の発出時点において、改正法は未だ全部施行されていないが、本通知及び別添においては、同法による改正後の条文に基づいて記載しているので注意されたい。）。

おって、平成23年3月23日付け環廃産発第110323008号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「多量排出事業者による産業廃棄物の処理計画の作成等に関する指導について（通知）」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。